

令和6年度開設予定の事業所内保育事業に係る意見聴取について

1 意見聴取の概要

令和6年4月に三条市上須頃5001番地1において開設予定の「新潟県央基幹病院併設なでしこぽかぽか保育園」に係り、児童福祉法第34条の15第4項の規定により事業所内保育事業として認可すること、また併せて子ども・子育て支援法第43条第2項の規定により特定地域型保育事業の利用定員を定めることについて、三条市こども未来委員会で意見を求めるものです。

(1) 事業所内保育事業の認可に係る意見聴取

3歳未満児（0～2歳児）が対象となる地域型保育事業（※）（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）について、子ども・子育て支援新制度において認可制度が設けられ、市が定める設備及び運営の基準（三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例）に基づき、認可することとなっています。

地域型保育事業の認可に際しては、児童福祉法第34条の15第4項の規定により、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取することとなっており、本市においては、三条市こども未来委員会の意見を聴取することとしています。

現在、事業所からの認可申請を受け、事業の実施手法、実施体制、財務等で基本的に問題がないことを確認し、認可手続を進めています。

※ 地域型保育事業とは

保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業をいいます。

このうち、事業所内保育事業では、主に事業所の従業員の子どもと地域の保育を必要とする子ども（地域枠）を保育する事業です。

【参照条文】

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項（抜粋）

市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(2) 利用定員に係る意見聴取

利用定員の設定に際しては、三条市こども未来委員会の意見を聴取することとなっています。

【参照条文】

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第2項（抜粋）

市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2 申請のあった対象施設

- (1) 施設の名称 新潟県央基幹病院併設なでしこぽかぽか保育園
 (2) 施設所在地 三条市上須頃 5001 番地 1
 (3) 事業の種類 事業所内保育事業
 (4) 事業開始予定年月日 令和 6 年 4 月 1 日
 (5) 設置・運営者 社会福祉法人恩賜財団済生会支部新潟県済生会
 支部長 上村 朝輝
 (新潟市西区寺地 280-7)

(6) 定 員

0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
10 人	10 人	10 人	30 人

- (7) 既存運営施設 新潟県済生会三条病院附属保育園たんぽぽ
 (8) 施設設備等 木造 1 階建 建築面積 549.02 m² (病児保育園分を含む)
 延床面積 273.51 m²

園舎内設備	室数	床面積	(必要面積)	備考
乳児室	1	24.84 m ²	16.50 m ²	最低基準 : 1.65 m ² /人
ほふく室	1	42.77 m ²	33.00 m ²	最低基準 : 3.3 m ² /人
保育室・遊戯室	2	56.30 m ²	39.60 m ²	最低基準 : 1.98 m ² /人
調理室(調理設備)	1	30.63 m ²	—	
その他	—	118.97 m ²	—	未満児用便所 3、職員用便所 3、身障者用 1 含む
合計	—	273.51 m ²	—	

- (9) 職員構成 園長 1 人 保育士 7 人 看護師 1 人 調理員 2 人 (うち 1 人管理栄養士)
 (上記以外 事務員 1 人 嘱託医 2 人)

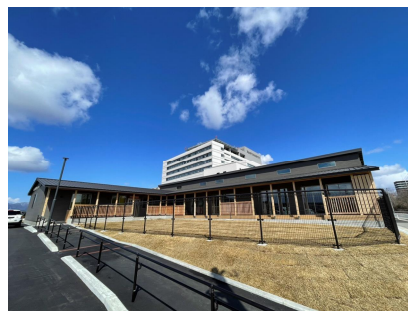
- (10) 連携施設 なでしこ青空保育園

【参考】平面図

外観

事務室 9.7m ²	医務室 7.45m ²	倉庫等	トイレ 22.98m ²	沐浴室	調乳室 4.97m ²	
風除室	遊戯室 26.49m ²	保育室 49.67m ²		乳児室 24.84m ²	ほふく室 42.77m ²	
↑ 入口						

※調理室は病児保育ルーム棟に設置



○事務局の考え方

当該法人は、なでしこ青空保育園を運営しているほか、事業所内保育事業においても新潟県済生会三条病院附属保育園たんぽぽを運営しております。認可に当たって必要となる面積基準等も満たしており、既設の施設運営のノウハウ等を活かした事業の実施により、未満児保育の不足の改善と保育の利便性向上が期待できます。

3 利用定員の設定について

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
認可定員	10人	10人	10人	30人
利用定員(案)	10人	10人	10人	30人

(うち地域枠15人)

- ・認可定員：施設の設置に当たり認可する定員
- ・利用定員：給付費（委託費）の単価の基準となる定員

※利用定員は、原則として認可定員と同数にすることとされています。

○事務局の考え方

認可定員と利用定員を同数として設定した場合、第2期すまいる子ども・若者プランにおいて推計した三条おおじま学園エリア内の「教育・保育の量の見込み」における利用定員数が過剰になることはないと考えます。そのため、利用定員を認可定員と同数として設定するものです。(後述4参照)

4 教育・保育の量の見込みについて

第2期すまいる子ども・若者プランにおける三条おおじま学園エリアの「量の見込み(入所児童数)」及び「確保方策(施設の定員)」は次のとおりです。

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み ①	5人	31人	5人	31人	5人	30人	2人	28人	7人	34人
確保方策	認定こども園	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	保育所	6人	34人	6人	34人	6人	34人	6人	34人	6人
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	6人
	合計 ②	6人	34人	6人	34人	6人	34人	6人	34人	12人
② - ①	1人	3人	1人	3人	1人	4人	4人	6人	5人	

※令和5年5月見直し後

○事務局の考え方

0歳児及び1・2歳児の定員不足は見込んでいませんが、市全体として3歳未満児保育のニーズが増加傾向にあることから、当該園を認可することでこれらのニーズに対応できると考えます。

以上のことから、新潟県央基幹病院併設なでしこぽかぽか保育園を事業所内保育事業所として認可し、利用定員について前述3のとおり定めることとします。